

「シューズプロモーション」実施に係る業務委託仕様書

1. 委託業務名

シューズプロモーション企画・運營業務

2. 事業目的

- ・神戸のシューズ産業は、地域の特色ある地場産業であり、地域団体商標を取得した「神戸シューズ」をはじめとする「神戸産の靴」は、市民や来街者を魅了し、地域の経済活性化や観光客の誘因、ひいてはプレゼンスの向上へ寄与することができるものである。
- ・また、市は多様な機会を通じて、市民が神戸の地場産品に接することができる場を提供することが求められている。
- ・一方で、市内の現状として、「神戸産の靴」に触れ、体験できる場所の特定は難しく、取り扱い店舗においても、該当品の特定は難しい状況である。
- ・その為、神戸市内において、「神戸産の靴」に触れ、体験できる環境を整備し、効果的に市民や来街者に向けて発信することで、神戸のシューズ産業の活性化や認知度の向上に繋げる。

3. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4. 委託限度額

6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

具体的な業務内容は、以下のとおりとする。尚、本事業における「神戸産の靴」とは、「地域団体商標を取得した『神戸シューズ』」、「神戸市内で製造された靴」とする。

（1）事業名称の提案

本事業を効果的に発信するため、本プロモーションの名称を提案し、市と協議のうえ決定すること。

（2）「神戸産の靴」の取扱店舗の調査

協力店舗の募集に先立ち、市内靴店舗における「神戸産の靴」の取扱状況等を実態調査し、応募可能店舗の掘り起こしを行い、リストを作成する。

（3）協力店舗の選定

本事業への協力店舗を、以下のとおり、選定することとする。

①協力店舗は、以下の条件を満たすものとする。

ア. 事業目的を理解・賛同したうえ、次年度以降も「神戸産の靴」の取り扱いやP

Rを継続予定であること。

イ.本事業に係るキャンペーンやアンケート、事業期間中の協力店舗における来店者数、「神戸産の靴」の販売数や販売額等、事業効果が分かる情報の提供等取り組みにご協力いただけること。

②協力店舗の選定は、広く募集することに加えて、上記（2）においてリストアップした店舗への訪問等により、必要に応じて協力依頼すること。その上で、事業目的の達成に寄与するかの視点をもって、選定すること。

③協力店舗数は、15店舗以上を目途とするが、応募や掘り起こしの状況により、市と協議して決定すること。

（4）協力店舗のPR

①協力店舗のリストやMAP、リーフレットの作成等

- ・協力店舗の「ア.リスト」、「イ. MAP」、「ウ. 店舗PRリーフレット」（いずれもデジタル可、ア〜ウが入った一媒体でも可）を作成すること。リストやMAP、リーフレットは、神戸のシューズ産業や神戸産の靴の特性をPRし、市民や来街者にとって分かりやすく、魅力的で訪問のきっかけにつながるよう内容・デザインを工夫すること。
- ・また、作成したリストやMAP、リーフレットは、SNSやwebを活用する等、効果的なPRにつながる方法や場所への配布等により、多角的に広く発信し、店舗訪問のきっかけや店舗周遊につながるよう努めること。
- ・リストやMAP、リーフレットを紙媒体で制作する場合は、1,000部で見積もり、実際の制作は、市と協議して決定すること。

②PRツールの作成等

- ・協力店舗の認知を図り、また店舗内において対象となる「神戸産の靴」を認知する為、ポスターやPOP等効果的なPRツールを作成すること。ツールは、来店のきっかけになり、店内において「神戸産の靴」が分かりやすく、注意を引き、体験や購買のきっかけにつながるようデザイン等を工夫すること。また、限られた店舗スペースに設置いただけるよう、サイズや形状、取り付け方法を工夫すること。
- ・ツールは協力店舗へ配布し、効果的な掲出につながるよう案内等を行うこと。

（5）キャンペーンの実施

協力店舗において、「神戸産の靴」に触れ、体験・購入いただけるような機会を創出するキャンペーンを実施すること。実施時期については、より効果的と考えられる時期を行うよう、市と協議して決定すること。

（例）SNSを活用した地場産品等のプレゼントキャンペーン、スタンプラリーなど。

（6）事業報告

- ・事業終了後30日以内に、事業報告書（協力店舗のリストやマップ、ツールの制作物の内容も含む）を作成し、市へ提出すること。
- ・報告書は、協力店舗や来店者へのアンケート結果、期間中の協力店舗における来店者数、「神戸産の靴」の販売数・金額等、事業効果が分かる情報を取り入れ、事業効

果の検証結果を記載すること。

6. その他特記事項

- (1) 本業務の実施にあたり、業務を円滑に進行するため、受注者は市の指示及び監督を受けること。市と連絡調整を十分に行い、定期的な打ち合わせを実施すること。必要に応じて業務の進捗状況を報告すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項や契約内容、また、実務過程で生じた疑義については、受注者と市による協議の上、進めること。
- (3) 本業務の遂行に係る再委託については、次のとおりとする。
 - ①受注者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、市が書面によりあらかじめ承諾した場合は、その限りではない。
 - ②市により再委託が承諾された場合は、受注者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (4) 受注者は、業務実施過程で発生した障害や事故について、その大小にかかわらず市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (6) この契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じたときから、受注者の責任により、市に帰属させること。併せて、受注者は著作権人格権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第18条、第19条及び第20条で規定されているものをいう。）を行使しないものとする。
- (7) 受注者は、業務上知り得た情報や資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底すること。業務終了後も同様とする。
- (8) 本業務の履行に際し、業務の遂行上知り得た情報は、市の了承を得ずに第三者に漏らし、又はその他の目的に使用してはならず、この事業の終了後も同様とする。
- (9) 業務の実施に際しては、関係法令を遵守すること。